**令和5年度
公益財団法人・黒田奨学会　奨学生募集要項（第一報）**

当奨学会は、募集時期を９月と翌２月の二回に分け、９月募集を**特別募集**、２月募集を**一般募集**として、四年制（医歯薬学部および獣医学部は六年）大学へ入学または編入学する奨学生を募集しています。

**【応募資格】**

1. 高等学校3年次および高等専門学校5年次に在籍し（いずれも卒業後1年の者も含む）

下記のいずれかの条件を満たす者

1. 旧黒田藩（旧筑前国領）に所在する高等学校に在籍する者
2. 旧黒田藩内の小学校もしくは中学校を卒業した者

　 （上記に関してはいずれも日本永住権を持つ外国籍者も含む）

**特別募集**においては、人格識見および学力の双方を兼ね備え、特に社会貢献する意欲が高いと認められる者に加えて、文系、理系または芸術系の各分野において、突出した特別な才能を持つ者（例えば、国際科学技術コンテストの国際入賞者、英語検定試験の最上位スコア取得者、各種文芸賞受賞者、芸術の国際コンクール入賞者等）を対象として、主に小論文と面接試験により選考します。

**一般募集**においては、人格識見および学力の双方を兼ね備え、社会貢献の意欲ある者を採用する点は同じですが、小論文と面接に加えて大学入学共通テストの結果を参考に選考します。

**【特別募集の申請方法】**

1. 申請の書類、添付資料は次のとおりです。

１）**本人自筆**の奨学金給付願書
２）高等学校長あるいは高等専門学校長の推薦調書
３) 家計を共にする２親等迄記入し、全員の**総収入金額**（所得額ではない）を記入する。 　　　　この場合、給与所得者については令和４年度の所得証明書（市区町村発行）および令和４年の源泉徴収票（勤務先発行）、自営業の場合は確定申告書の写しを、また所得がない場合は所得がないことの証明書を添付のこと

※　奨学生採用に際しての経済的条件としては日本学生支援機構における高校在学中申請の第二種採用基準に準じます。詳細は同機構のＨＰを参照下さい。

４）突出した特別な才能についてはその実績があることを裏付ける資料

（任意の書式で可）

　　以上の書類は所属の学校より送付してください。応募者個人からの送付は受け付けません。

また、願書等は黒田奨学会より送付のオリジナルの用紙を用いて作成してください。

用紙をコピーして記載したものは受け付けません。

２．募集期間

**願書提出期間：令和４年９月１日～９月３０日（事務局必着）**

３. 採用数　　　　若干名

**【一般募集の申請方法】**

1. 申請の書類、添付資料は次のとおりです。

１）**本人自筆**の奨学金給付願書
２）高等学校長あるいは高等専門学校長の推薦調書
３) 家計を共にする２親等迄記入し、全員の**総収入金額**（所得額ではない）を記入する。 　　　　この場合、給与所得者については令和４年度の所得証明書（市区町村発行）および令和４年の源泉徴収票（勤務先発行）、自営業の場合は確定申告書の写しを、また所得がない場合は所得がないことの証明書を添付のこと

　　　※　奨学生採用に際しての経済的条件としては日本学生支援機構における高校在学中申請の第二種採用基準に準じます。詳細は同機構のＨＰを参照下さい。

以上の書類は所属の学校より送付してください。応募者個人からの送付は受け付けません。

また、願書等は黒田奨学会より送付のオリジナルの用紙を用いて作成してください。

用紙をコピーして記載したものは受け付けません。

２. 募集期間

**願書提出期間：令和５年１月２０日～１月３０日（事務局必着）**

３. 採用数　　　20名程度

【**奨学生に対する奨学金の給付内容】**

1. 学部在学中の毎月の奨学金

基本月額６万円（医歯薬・獣医学部５、６年生は月額８万円）に加え、

下記の特別支給があります。

１）特に成績優秀者に対する加算支給

２）居住地域による加算支給

但し、入学後はGPA 2.5 以上の成績を維持することが支給の必要最低条件です。

1. 特別支援

１）奨学生採用者で特に経済的支援を希望する者には、総合的に勘案した上で50万円以内の入学準備金を支給します。

２）海外での研修や国際学会参加、交換留学、その他特別な研究費用として特別支援金を支給します。但し、GPA 3.0 以上であることが支給の必要条件であり、内容および費用等を総合的に勘案した上で決定します。

 ３）奨学生が大学院に進学する場合、希望学生には引き続き、毎月の奨学金として、修士課程は基本月額８万円、博士課程は基本月額１２万円を支給します。

但し、学部での成績が累計GPA 3.0 以上であることが必要条件であり、さらに総合的に勘案した上で決定します。

４）海外の大学および大学院へ進学する場合、特別支援としての支給制度があります。

３．当会の奨学金は返済不要です。その代りに、社会貢献することで社会に還元してもらいます。

[問い合わせ先]

公益財団法人黒田奨学会　事務局

Email:office@kuroda-s.or.jp

電話：092-712-0597

月・水・金　いずれも10:00-17:00